

「指定通所介護」重要事項説明書

平成 27 年 8 月 1 日改正

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第 2 4 7 2 5 0 0 2 3 6 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	
4. 職員の配置状況	
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 事故対応について	6
7. 苦情受付について	6

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 明光会 |
| (2) 法人所在地 | 三重県津市美杉町八知 7 2 9 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 0 5 9 - 2 7 2 - 8 8 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 東 明彦 |
| (5) 設立年月 | 平成 1 2 年 7 月 2 8 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定通所介護事業所・平成 1 3 年 4 月 1 日指定
三重県指定 第 2 4 7 2 5 0 0 2 3 6 号
※当事業所は特別養護老人ホーム笑美の里に併設されています。 |
| (2) 事業所の目的 | 福祉の理念に基づき、利用者の人格を尊重し、利用者の特性を的確に把握して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消及 |

び心身機能の維持、並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

- (3) 事業所の名称 笑美の里デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 三重県津市美杉町八知729番地の1
- (5) 電話番号 059-272-8800
- (6) 事業所長(管理者)氏名 中山茂行
- (7) 当事業所の運営方針

老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の福祉に万全を期す為
愛情と誠意を基調とした処遇に努める
ものとする。また、地域のニーズに応え「開かれた福祉」をめざし
サービスの向上に努める。

- (8) 開設年月 平成13年4月1日
- (9) 利用定員 15人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の送迎の実施地域 津市美杉町、白山町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前10時～午後4時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	(1)	(1)名
2. 介護職員	常勤3 非常勤1	2名
3. 生活指導員	1	1名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30 ☆原則として職員1名あたり利用者3名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間 8:30～17:30 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。

3. 機能訓練指導員 (兼務職員)	勤務時間 8 : 30 ~ 17 : 30 (月～金)
----------------------	-----------------------------

・サービス提供時間

利用者ご利用時間	10 : 00 ~ 16 : 30 (送迎時間は含みません)
----------	--------------------------------

*ご家族様、ご利用者様のご希望に応じて時間変更は可能です。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照) *

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割) が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

<サービス利用料金 (1回あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額 (介護報酬の告知上の額とする) を除いた金額 (自己負担額) をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

※3時間以上5時間未満(1単位=10.27円)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護度 1 426単位	要介護度 2 488単位	要介護度 3 552単位	要介護度 4 614単位	要介護度 5 678単位
2. サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6単位/日				
3. 入浴介助加算	50単位/回				
4. 介護職員処遇改善加算	【(1+2+3) × 4.0%】 単位/日				
5. サービス利用料金 1単位=10.27円	5,145円	5,802円	6,490円	7,147円	7,836円
6. 自己負担額 1割	514円	580円	649円	714円	783円
7. 自己負担額 2割	1,029円	1,160円	1,298円	1,429円	1,567円

※5 時間以上 7 時間未満(1 単位=10.27 円)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用単位	要介護度 1 641 単位	要介護度 2 757 単位	要介護度 3 874 単位	要介護度 4 990 単位	要介護度 5 1,107 単位
2. サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	6 単位/日				
3. 入浴介助加算	50 単位/回				
4. 介護職員処遇改善加算	【(1+6+7) × 4.0%】 単位/日				
5. サービス利用料金 1 単位=10.27 円	7,445 円	8,688 円	9,931 円	11,173 円	12,426 円
6. 自己負担額 1 割	744 円	868 円	993 円	1,117 円	1,242 円
7. 自己負担額 2 割	1,489 円	1,737 円	1,986 円	2,234 円	2,485 円

①食事 (居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食材料費=500円をいただきます。)

- ・当事業所では、栄養士 (管理栄養士) の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 12:00~13:00

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

ご契約者の排せつの介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

個別機能訓練加算Ⅱ =56 単位/回(1 単位=10.27 円)

個別機能訓練加算Ⅱ	1 割負担	2 割負担
1. 個別機能訓練加算Ⅱ 1 回につき	575 円	
2. うち、介護保険から給付される金額	518 円	460 円
3. サービス利用に係る自己負担額	57 円	115 円

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

※基本料金に組み入れ

⑥サービス体制強化加算 II

当施設では、看護・介護職員において指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の人の占める割合が30%以上であるため、下記の料金が加算されます。

⑦介護職員処遇改善加算（I） 所定単位数に4.0%を乗じた単位数で算定

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり500円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

*利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③事業実施地域外からの送迎

通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、別途交通費実費をご負担いただきます。

事業実施地域外 Km = 70円

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤諸費用実費

利用者の希望や嗜好を聴き取り、お好みに合わせたおやつを提供する。 100円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○

6. 緊急時の対応について

サービス利用中の緊急時（人災・天災・病気）等につきまして、下記に記載されたご連絡先順にさせていただきますが、どなたにも連絡がとれない場合につきましては人命を優先致しまして、協力医療機関等への受診等を施設の判断で行う場合がございます。費用につきましては、実費をご負担して頂きます。

(1) 特に天災（地震・火災）等、施設機能が不能になり身元保証人の方にご連絡がつかない場合につきましては、救援にあたる行政機関の判断となります。

(2) 事故発生後、施設管理者が重大な事故を判断するものについては、保険者となります各市町村に連絡します。

(3)

7. 事故発生時の対応について

利用中での事故（重篤な怪我）等につきまして、下記に記載されたご連絡先順にさせていただきますが、どなたにも連絡がとれない場合につきましては人命を優先致しまして、施設での必要な応急処置を行うとともに協力医療機関等への受診等を施設の判断で行う場合がございます。費用につきましては、実費をご負担して頂きます。

* 事故発生時の連絡先（優先順位）

優先順	間 柄	氏 名	連絡先	備考
1				
2				
3				
4				
5				

8. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 峠 友昭

電話番号 059-272-8800

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

○第三者委員

藤 田 清 志

松 田 隆 男

電話番号 059-272-8800

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを介護室カウンターに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津市役所美杉支所	所在地	津市美杉町八知5828-1
	電話番号	059-272-8083
	受付時間	月～金 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地	津市桜橋2-96
	電話番号	059-228-9151
	受付時間	月～金 9時～17時
三重県社会福祉協議会	所在地	津市桜橋三丁目446番33
	電話番号	059-228-9111
	受付時間	月～金 9時～17時

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護施設・笑美の里デイサービスセンター

説明者職名 デイ生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 津市美杉町

氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て1階
- (2) 建物の延べ床面積 3,067.58㎡
- (3) 事業所の周辺環境

この施設は、主要地方道である県道久居美杉線に接しこれに分岐する村道須淵立花線が西に隣接、南が1級河川雲出川に面した山間地で、自然に恵まれた立地である。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

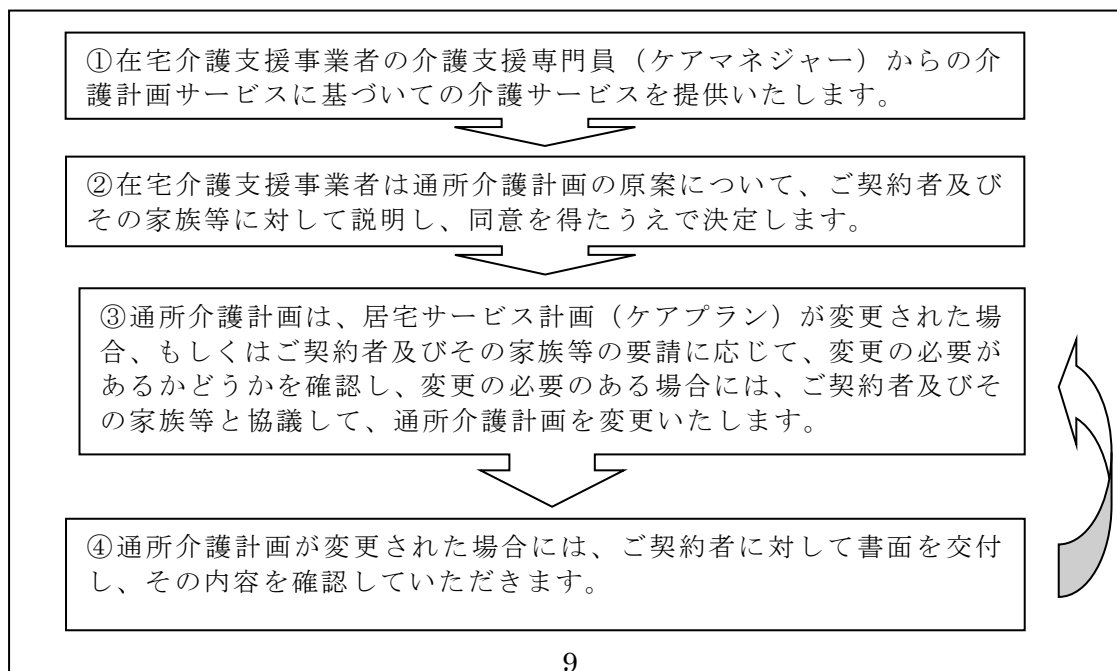
1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

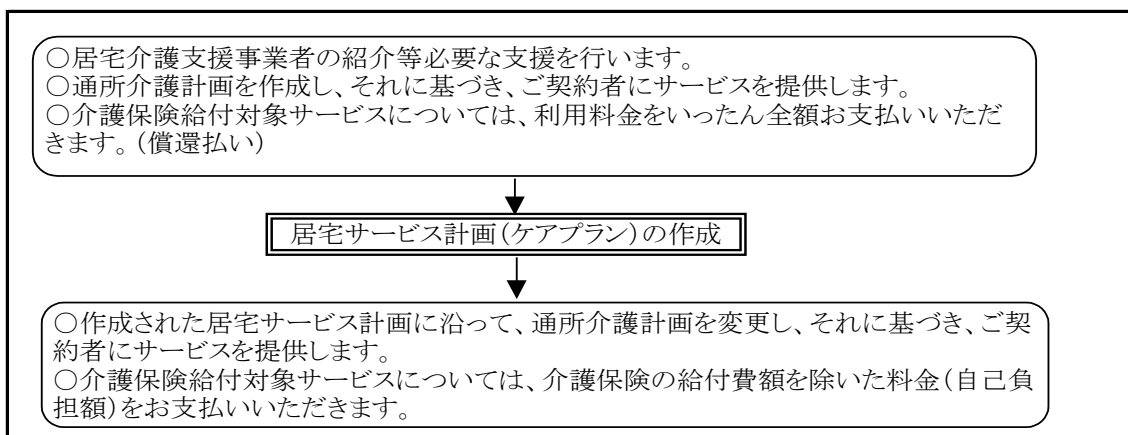
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

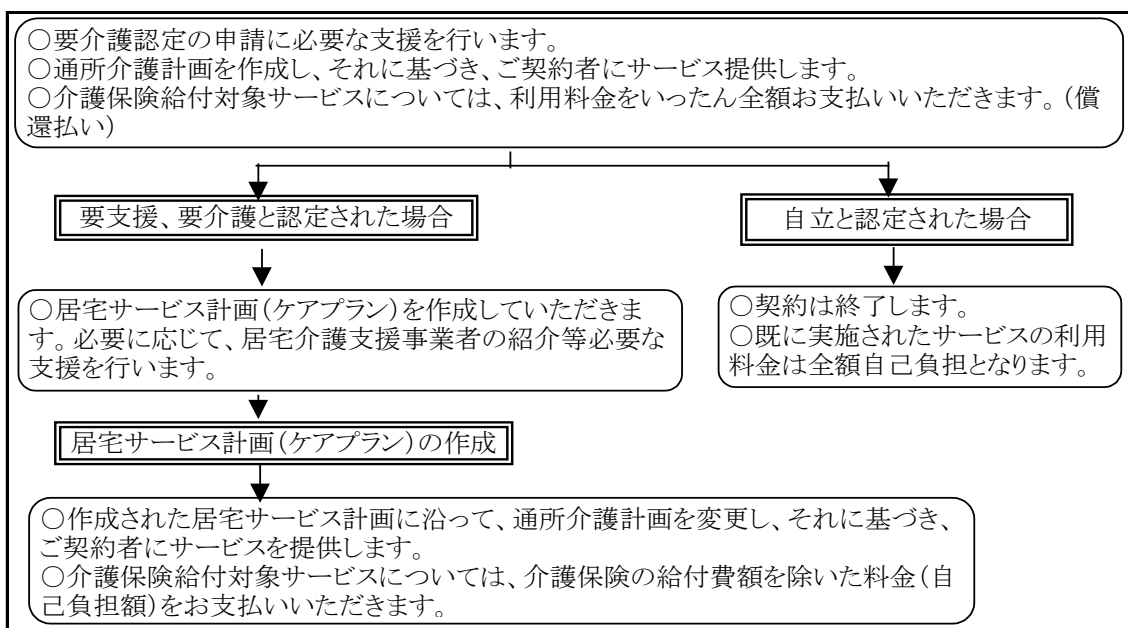


2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。このことは雇用契約終了後も同様とします。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができま

すが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第16条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条、第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご契約者が入院された場合③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第16条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 衛生管理について

- (1) 特別養護老人ホーム笑美の里「衛生管理マニュアル」及び嘱託医・看護師などとの連携により、施設内の衛生管理および感染予防に努めます。また法令にのっとり職員の健康診断も実施しております。

9. 事業評価、情報公開などについて

- (1) 事業内容及びサービス内容などについては、個人情報保護に配慮した上で、定期的に発行している法人便り、施設便りなどで評価及び公開しております。同じく法人便り、施設便りについては毎月利用者及びご家族に郵送しております。

●食事提供時間について

朝食 8:00～
昼食 12:00～
夕食 18:00～

※ 受診、体調不良の関係で食事が遅れる際は、厨房の温蔵庫・冷蔵庫にて預かりをする。

栄養士または、厨房職員へその都度申し出ること。

朝食 9:00まで
昼食 14:00まで
夕食 19:00まで

盛り付けより2時間以内の喫食を厳守する。

●食事提供場所について

南棟・・・しゃくなげホール
西棟・・・西棟談話室
北棟・・・しゃくなげホール
デイ・・・しゃくなげホール

※ 体調不良者は、嘱託医もしくは看護職員の判断のもと、居室にて喫食して頂く（感染予防のため）

※ ユニットにて、食事会を計画する場合は、上記の場所に限定しない。

●選択食・バイキング食について

メイン料理の選択食、バイキング食を月1回を目途に実施する。

※ バイキング食は、職員が聞き取りを行い取り分ける。

※ 選択食は、特養入居者は事前に聞き取りを行う。短期、通所利用者は当日に聞き取りを行う。聞き取りは栄養士または介護職員が行う。必要によって代替品を用意する。